

5.子ども向けの制度を知りたい

(1)小児慢性特定疾患医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾患の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度です。対象となるか、かかりつけの医師に相談しましょう。

📞 問合せ先 県内の各福祉保健所 📍 P77

👤 対象となる人

18歳未満の児童

(引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳まで)

⚠️ 対象の条件

生計の中心者の所得に応じた月額負担があります。

(2)特別児童扶養手当

一定の障害の状態にある20歳未満の児童を養育する父又は母、若しくは実際の養育者に対する手当です。所得制限があります。

📞 問合せ先 お住まいの市区町村の児童福祉関係窓口 📍 P74

【支給額】 (2013年2月現在)

1級該当の障害児:月額**50,400円** 2級該当の障害児:月額**33,570円**

(3)障害児福祉手当

重度の障害をもつため日常生活に常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に対する手当です。所得制限があります。入院中の受給(申請)可否は市町村によって異なります。

📞 問合せ先 お住まいの市区町村の障害福祉窓口 📍 P74

【支給額】 (2013年2月現在) 月額**14,280円**

(4)その他の制度

疾病や治療によって、各団体の療養制度を利用できる場合があります。相談支援センターまたは、各団体へお問合せください。

①(財)がんの子供を守る会療養援助制度

治療期間が長期にわたることや、保護者の付添いによる二重生活やきょうだい児の保育などによって生じる経済的負担に対し、療養費の援助をしています。

- ・一般療養費援助:一律5万円(所得制限あり)
- ・特別療養費援助:治療に要する保険対象外の負担が多大な場合、当療養援助審査会での審議によって援助額が決定され、20万円を最高限度額として援助。

がんの子供を守る会 📞 03-5825-6312 相談専用電話(平日10時~16時)

②公益財団法人HLA 研究所「淳彦基金」

造血幹細胞移植が必要な患者さんで経済的事項のある方へ、HLA検査費用を援助しています。ただし「HLA研究所」での検査費用に限ります。申込は主治医から行う必要があります。

基金についての問い合わせ・申し込み 「淳彦基金を育てる会」事務局

📞 042-523-0571 FAX:042-524-3311

E-mail:pochit@mub.biglobe.ne.jp HP:http://www.hla.or.jp/atsuhiko

③佐藤きち子患者支援基金

日本国内に居住し、日本国内で造血幹細胞移植全般(血縁・非血縁を問わず)を受けることを望みながら、経済的事由により実施が困難な患者とその家族に対し、骨髄バンクに支払う費用や、造血幹細胞移植医療に伴う交通費・滞在費等を援助しています。

基金についての問い合わせ・申し込み 全国骨髄バンク推進連絡協議会 事務局

📞 03-3356-8217 (月~金 9時半~16時半)

0120-81-5929 (土10時~16時)

FAX:03-3356-8637 http://www.marow.or.jp/support/kichiko
東京都新宿区愛住町23-1Woody-21 9F



知って得する基礎知識

【制度をうまく活用しましょう】

がんの治療では近年、新薬の登場などにより、通院しながら日常生活を長くすごせるようになってきました。ただし手術代・薬代といった治療費のほか、交通費など様々な費用がかかります。休業・失業した場合、ご自身やご家族の生活費も考える必要がでてきます。

金額が大きすぎて治療が続けられないのではないか。大きな借金をしなければならないのか。生活に必要な車や家も手放さなければならないのか。こうした強い不安を抱きながら誰に相談して良いかわからない方は少なくないことでしょう。

しかし、多くの方が利用でき、その不安解消に大きく役立つ制度があります。各々の立場にあった制度もあります。利用にあたっては、手続きが必要ですので、制度の名前や仕組みをご自身で理解することが大切です。

ここで紹介する情報を元に、ご自身が利用できる制度を見つけてください。もし迷った時は、ぜひ通院・入院なさっている医療機関のソーシャルワーカーへご相談ください。あなたの治療費の見通しや適した制度について一緒に考え、あなたの不安に応えるサポートがきっと得られるはずです。

よかった！
私にぴったりの制度も
ちゃんとあるのね！

利用しなまっ！



第4部

県内の医療体制

・ 問合せ一覧

